

港区地域優良賃貸住宅条例（新規）

本案は、地域優良賃貸住宅シティハイツ高浜を設置するため、新たに条例を制定するものです。

【条例制定の背景】

特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜を含むカナルサイド高浜については、令和2年7月から建替工事を実施しており、建替後の建物には住宅確保要配慮者※に向けた地域優良賃貸住宅を整備することとしています。令和7年10月の建物しゅん工に向け、地域優良賃貸住宅シティハイツ高浜の設置に際して必要な事項を定めるため、条例を制定します。

※住宅確保要配慮者とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定める高齢者、障害者、子どもを養育している者など住宅の確保に配慮を要する者をいいます。

【条例の主な内容】

- ①地域優良賃貸住宅の名称、位置等を定めます。
- ②使用者の募集方法、申込者の資格及び使用手続について定めます。
- ③使用料及び使用者負担額について定めます。
- ④指定管理者に関する事項について定めます。
- ⑤特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却に伴い、他の区民向け住宅に仮移転している使用者が地域優良賃貸住宅シティハイツ高浜に新たに居住する場合において、新たに居住する住宅の使用料が従前の使用料を超える際の使用料の減額について定めます。

【施行期日】

①から③まで及び⑤については、区規則で定める日（①については令和8年1月1日予定、②、③及び⑤については、令和7年6月1日予定）

④については、公布の日

【位置図】

